

令和4年7月22日
【消費者庁】

【概要書】

国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（令和4年1月1日から同年6月30日まで）について

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

国民生活安定緊急措置法の施行状況報告について

1. 概要

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）は、物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に対処するため、生活関連物資等の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定めたものである。

この報告は、同法第28条の規定に基づく、令和4年1月1日から同年6月30日までの期間における、この法律の施行状況に関する報告である。

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）（抄）

（国会への報告）

第二十八条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、この法律の施行の状況を報告するものとする。

2. 国民生活安定緊急措置法の施行状況

令和4年1月1日から同年6月30日までの期間において、国民生活安定緊急措置法に基づき、価格及び需給の調整等に関する緊急措置を講じたことはない。

3. 今後の予定

令和4年7月22日（金）

閣議

〃

国会報告（資料配布）